

## シリーズ お温習い（おさらい）しましょう！

### 第3回 「36協定（さぶろくきょうてい）」

#### 36協定とは

労働基準法では、「使用者は、労働者に、休憩時間を除き1週間について40時間、1日について8時間を超えて労働させてはならない（法定労働時間）」としています。例外的に法定労働時間（1日8時間1週40時間）を超えて労働させる場合や、休日に労働させる場合には、あらかじめ労働組合と使用者で書面による協定を締結しておかなければならない、と定めているのが労基法第36条であるため「さぶろくきょうてい」と呼ばれます。

#### 変わる36協定

18年の国会において働き方改革関連法が成立し、19年4月1日から改正労基法が施行され、罰則付き時間外労働の上限規制や労働時間の客観的な把握などが行われます。無制限に残業させることができる現在の法律をあらため、残業時間の原則的な上限（限度期間）として月45時間・年360時間が法律に規定されます。法改正にともない協定届も新様式となります。

なお、今年から3月6日は「36（サブロク）の日」になりました。（日本記念日協会に登録）



#### 「36協定」の締結が学校現場でも必要です！

学校職場では、事務職員と現業職員が超過勤務手当（いわゆる残業手当）の支給対象です。そのため、毎年度始め（前年度末）に使用者代表（校長）と労働側が労使協定を結ぶ必要があります。19年度分の確認を18年度の役員で行います。

岩手県では02年度から高教組分会長（職場代表）と校長（使用者代表）との間で「労働基準法第36条に定める時間外労働及び休日の労働に関する協定（三六協定）」を締結。「三六協定」の対象は、労基法適用となる事務職員と現業職員ですが、各職場の過半数を占める職員団体（労働組合）は高教組であることから、高教組の分会長が職場代表となっており、高教組を中心に高現組・事務職組の三者でのとりくみをすすめます。締結により管理職に時間外勤務の縮減の意識を持たせることにもつながります。

県教委から文書が学校に送られます。高教組の分会長が職場代表となり、高教組・高現組・事務職組の三者と管理職で締結します。19年度の内容について18年度中に締結しなければなりません。分会三役は事務や校長と連絡を取り合いながら、現業職員が入っている中で3月中に締結確認をしましょう。本部への報告もお願いします。

### 県が部活動指導業務に係る時間区分変更提示

現場実態無視！

#### 変更内容

☆日額 3,600円（4時間）をなくし → 日額 2,700円（3時間）に

☆日額 5,100円（8時間）（※県独自措置部分） → 引率を伴うことが要件

現在、一方的な制度設計の変更に抗議し、

- ・ 4時間の区分をなくさないこと！
- ・ 部活動に関する制度の変更は学校・教職員・保護者・地域の合意形成をはかること！

を求めて交渉しています。